

《地域医療情報NO46》速報

『コロナ慰労金』は、病院で働く全ての労働者に支給を！(雇用関係なく)

なぜ、「患者と接する」を条件として、支給対象者を制限するのか！？

「派遣」「委託」の職員も支給対象としながら、あえて①「院内保育所」や②「院内売店」などは対象外？

①「院内保育所」—支給対象の「患者と接する」の条件に外れる

②「院内売店」—「賃貸借契約による場所貸し営業」は対象外

★院内保育所の支給対象をめぐり、都道府県解釈はバラバラ！
このままでは、支給・不支給の不公平も！

＊そもそも入り口で、病院当局が「申請」対象から除外も！

第二次補正予算で「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」が予算化され、各県での補正予算が確定する中で、「給付申請」が始まっています。しかし、制度の運用は、基本的に『患者と接する医療従事者や職員』という支給対象者が限定されたために、医療機関内を職場として働く全ての労働者が対象とはされず、一部の職場・職種を対象外とする運用となっています。

申請は、対象者を取りまとめて医療機関が行うこととされ、医療機関自らが、支給対象外を絞り込み、申請者枠を狭めようとする動きが明らかとなっています。また、判断がグレーゾーンなため、県の担当部に事前問い合わせする中で、「院内保育所は対象外と指導された」などの対応も一部に出ています。

愛知県のHPに掲載されているQ&Aの「回答」

対象4の中で、「委託業者の職員については①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務である場合。」とされ、「院内保育所については患者と接する場合は対象となり得ます」と記載されています。・・・この記述を医療機関がどの様に解釈するかによって、申請対象とするか？の選択が分かってきます。

慰労金「Q & A」は、厚生労働省および、各都道府県独自で策定されていますが、記述内容はグレーゾーンの解釈・記述が微妙に違ってしています！ 慰労金は、20・10・5万円の3ランクとなっていますが、とりわけ、委託業者で働く職員や、医療機関に多い非正規労働者にとっては、低賃金で働いている状況の中、支給対象となれば大変喜ばしい事です。しかるに、仕事の内容によって対象から外される場合もあるということは納得いきません！ 医療機関は、病院職員だけでなく、派遣や委託、そして出入りの業者も含めて、数多くの労働者の協同労働によって成り立っているのです！

★政府・厚労省及び都道府県が、支給対象者を限定せず、医療機関を勤務地として働く全ての労働者を対象として「慰労金」を支給する事を求めます！

◎愛知県のQ & Aの一部

区分	照会内容	回答	掲載日
対象1	「患者と接する」はどこまで含まれるのでしょうか。	慰労金の趣旨に照らし、患者と接する業務に従事する医療従事者や職員を慰労金の対象としています。 例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの応対を行う職員等は医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は該当しないと考えられます。 ただし、こうした法人本部等での勤務のみであるなどの、日常的には患者と接することが少ない医療従事者や職員であっても、例えば、病棟の敷地内で、対面する、会話をし、同じ空間で作業するなど、医療機関内で患者に何らかの応対を行うことになっている場合には患者と接する医療従事者や職員に含まれます。 なお、まず各医療機関等において勤務内容によって判断いただき、都道府県に申請いただくことになります。 ※物理的な直接の接触は要件ではありません。	8月7日
対象2	「患者と接する医療従事者や職員」にある「患者」とは、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に限定されるのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に限られません。他の疾病による患者も含まれます。	8月7日
対象3	対象となる「医療従事者や職員」には、医師、看護師等医療専門職以外にも含まれるのでしょうか。また、正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣労働者等、雇用形態等により限定されるのでしょうか。委託業者の職員についても対象となりますか。併せて、公立の医療機関等の公務員も対象となりますか。	資格や職種による限定はありません。また、雇用形態等による限定はありません。委託業者の職員であっても医療機関等における勤務内容によって対象となります。公立の医療機関等の公務員も対象となります。	8月7日
対象4	委託業者の職員はどのようなものが対象となるのでしょうか。給食、院内清掃、寝具類洗濯、院内保育施設、機器保守点検業務などは対象となるのでしょうか。	委託業者の職員については、①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務である場合に対象となり、医療機関等における勤務内容によって判断いただきます。 なお、一般的には、例えば、医療機関等内での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食といった業務は対象となる場合が多いと考えられます。一方、医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などは一般的に対象となりにくいと考えられますが、各医療機関等における委託業務の内容によって患者と接する場合もあることから、各医療機関等の実態に応じて判断いただくことになります。 院内保育施設については患者と接する場合は対象となります。	8月7日
対象5	医療機関等内のコンビニエンスストアやレストラン、銀行、敷地内薬局などいわゆる賃貸借契約による場所貸しとして営業する事業者で働く場合は対象となるのでしょうか。	対象外となります。	8月7日